

基安労発1028第1号
平成25年10月28日

関係事業者（代表者） 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

東京電力福島第一原子力発電所において緊急作業に従事した者に対する
長期的健康管理の実施について（依頼）

東京電力福島第一原子力発電所において緊急作業に従事した者に対する長期的健康管理については、「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」（平成23年10月11日。以下「指針」という。）が定められています。

指針では、事業者は、緊急作業従事者等であって、指定緊急作業に従事した間に受けた放射線の実効線量が50ミリシーベルトを超える者（以下「特定緊急作業従事者等」という。）に対し、下記1の検査等を実施することとされています。貴社におかれましては、対象者に対し、適切に検査等を実施していただきますようお願いいたします。併せて、検査等の実施後は、当該者の同意を得た上で検査結果の写し等を下記の問い合わせ先にお送り下さいますようお願いいたします。

また、指針では、下記2に掲げる者に対し、国は指針に基づく検査等の費用の援助を行うとされており、当該者が国の指定する医療機関で、予め指定された日程に所定の検査を受診する場合には、国の指定する検査の範囲に限り、無料で受けることができます。なお、国の指定する医療機関等に関しては、国の援助対象者に別途ご連絡する予定としていますので了知願います。

緊急作業従事者等の長期的健康管理に関する仕組み等については、厚生労働省ホームページにも掲載していますので、適宜ご覧いただきますようお願いいたします。

【厚生労働省ホームページ】

（http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/fukushima/）

記

1 指針に基づく検査等の実施

- (1) 事業者は、緊急作業従事者等であって、指定緊急作業に従事した間に受けた放射線の実効線量が50ミリシーベルトを超え100ミリシーベルト以下の者について、

ては、おおむね1年ごとに1回、細隙灯頭微鏡による白内障に関する眼の検査を

実施する。この際、水晶体の写真を撮影しておくことが望ましい。ただし、当該労働者が受診を希望しない場合にはこの限りでない。

(参考1)

なお、白内障に関する眼の検査を行うに当たっては、視力や眼圧の測定のように、眼科診療で一般的に行われる検査を含めて評価を行うことが望ましいのでご配慮くださいますようお願いいたします。

- (2) 事業者は、緊急作業従事者等であつて、指定緊急作業に従事した間に受けた放射線の実効線量が100ミリシーベルトを超える者については、上記(1)の検査に加え、おおむね1年ごとに1回、次に掲げる検査を実施する。ただし、当該労働者が受診を希望しない場合にはこの限りではない。また、一般定期健康診断等の健康診断において実施する採血による赤血球数及び血色素量の検査と併せて白血球数及び白血球百分率の検査を実施することが望ましい。

検査名	検査項目
甲状腺の検査	ア 採血による甲状腺刺激ホルモン(TSH)、遊離トリヨードサイロニン(free T_3)及び遊離サイロキシン(free T_4)の検査 イ 上記アの検査の結果及び被ばく線量等から医師が必要と認めた場合には、頸部超音波検査
胃がん検診	胃エックス線透視検査又は胃内視鏡検査
肺がん検診	胸部エックス線検査及び喀痰細胞診
大腸がん検診	便潜血検査

- (3) 事業者は、上記(1)及び(2)の検査を実施するにあたって、あらかじめ、検査内容やその必要性等について、受診者に対して十分に説明する。
- (4) 事業者は、上記(1)及び(2)の検査を緊急作業従事者等に対して実施した場合、当該者の同意を得た上で、医師の診断・所見を含む検査結果を国に報告する。

2 国が行う援助

- (1) 国は、特定緊急作業従事者等のうち、現に職業に就いていない者については、一般健康診断及び上記1に掲げる各検査に相当する検査を受診する場合において、当該検査に要する費用の全部又は一部を援助する。
- (2) 国は、特定緊急作業従事者等のうち、現に緊急作業等以外の業務に従事させる事業者(当該者を緊急作業等に従事させた大企業者(中小企業者以外の事業者)を除く。)に雇用される者については、上記1に掲げる各検査に相当する検査を受診する場合において、当該検査に要する費用の全部又は一部を援助する。

(参考 2) 中小企業基本法(昭和 38 年法律 154 号)

(中小企業者の範囲及び用語の定義)

第2条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第4号までに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が 5000 万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が 5000 万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

【本件問合せ先】厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2

(代表) 03-5253-1111 内線 5499

(直通) 03-3502-6755

(e-mail)



(別紙)



